

検討すべき事項（案）

1. 閣議について

(1) 作成

ア. 考え方

- ・ 議事の秘密保持に関するこれまでの見解との関係をどう考えるか。
- ・ 公文書管理法第4条（文書作成義務）との関係をどう考えるか。

イ. 作成義務

- ・ 法律上の作成義務を課すことでよいか。
- ・ 作成義務の対象は議事録でよいか。議事概要をどう考えるか。

ウ. 閣僚懇談会

- ・ 閣僚懇談会で行われる自由で忌憚のない意見交換全てについて作成の対象とするかどうか。

(2) 一定期間経過後の公開

ア. 考え方

- ・ 一定期間非公開とする理由・必要性をどう考えるか。
- ・ 情報公開法第5条（行政文書の開示義務）との関係をどう考えるか。

イ. 公開までの期間

- ・ 公開までの期間をどう考えるか。

ウ. 一定期間経過後の公開に係る制度

- ・ 歴史公文書等として国立公文書館への移管を義務付けた上で公文書管理法に基づく利用請求制度の対象とするか（非現用段階での公開）、行政機関が保有したまま情報公開制度の対象とするか（現用段階での公開）。

エ. 情報公開法との関係

- ・ 現行情報公開法は一定期間経過後公開という考え方を採用していないが、これとの関係をどう考えるか。

2. 閣僚会議について

(1) 作成

ア. 考え方【閣議に同じ。】

イ. 作成義務【閣議に同じ。】

ウ. 作成義務の対象とする会議

- ・ 設置根拠（法的根拠の有無等）、構成員（閣僚以外の有識者等）、政策決定の有無、継続開催の有無など多様な会議があるが、全ての会議を対象とするかどうか。

(2) 一定期間経過後の公開

ア. 考え方【閣議に同じ。】

イ. 一定期間経過後公開制度の対象とする会議

- ・ 閣議に準じて議事録を作成していない会議がある一方で、議事録を作成し公開している会議（民間人を構成員に含む会議など）もあるが、制度の対象とする会議をどのように定めるか。

ウ. 公開までの期間

- ・ 公開までの期間をどう考えるか。閣議と同じ期間でよいか。

エ. 一定期間経過後の公開に係る制度【閣議に同じ。】

オ. 情報公開法との関係【閣議に同じ。】

※ 以上のほか、閣議の議事録の作成方法など、運用面の検討も進める必要がある。

○公文書等の管理に関する法律（抄）（平成 21 年法律第 66 号）

（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（中略）

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

（中略）

（整理）

第五条 第 1 項～第 4 項（略）

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（中略）

（移管又は廃棄）

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

（中略）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(中略)

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

(中略)

(利用の促進)

第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(中略)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号

に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
 - 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることに

つき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(中略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

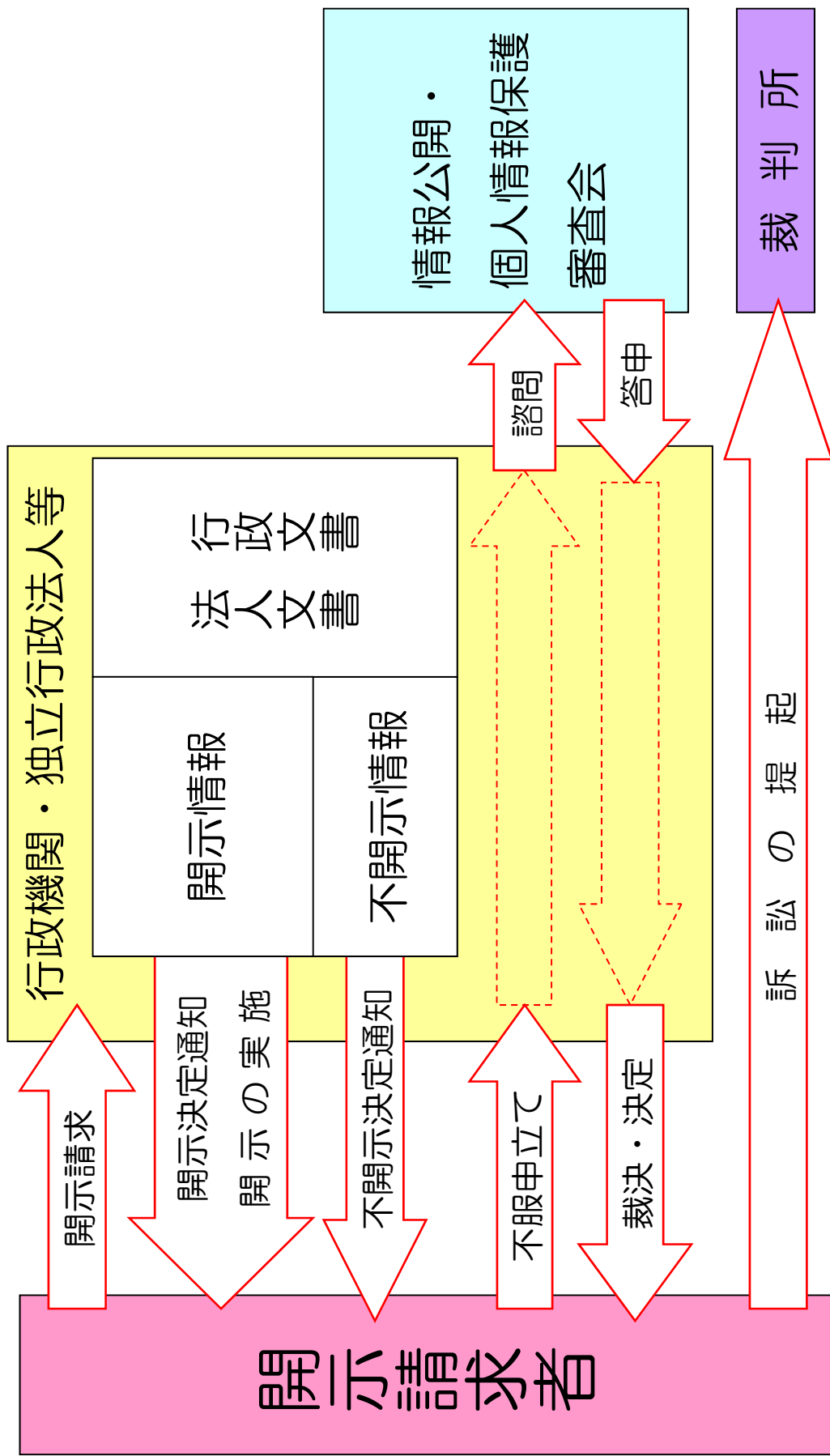
第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(中略)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

情報公開制度の概要



情報公開制度について

情報公開法の目的

行政文書の開示を請求する権利を定め、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の説明責任が全うされるようにすること

情報公開法のポイント

○開示請求者

何人も、行政文書の開示を請求することができる。

○対象機関

国の全ての行政機関（会計検査院を含む。）

○開示義務

行政機関の長は、不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならない。
(不開示情報の類型)

①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥事務又は事業に関する情報

○手数料

- ・開示請求者は、請求の際に、開示請求手数料（300円／1件）を納付
- ・また、開示を受ける際に、開示実施手数料（例：A 4判50枚の写しの交付…200円(10円×50枚－300円)）を納付

○開示決定等の期限

原則として開示請求があった日から30日以内

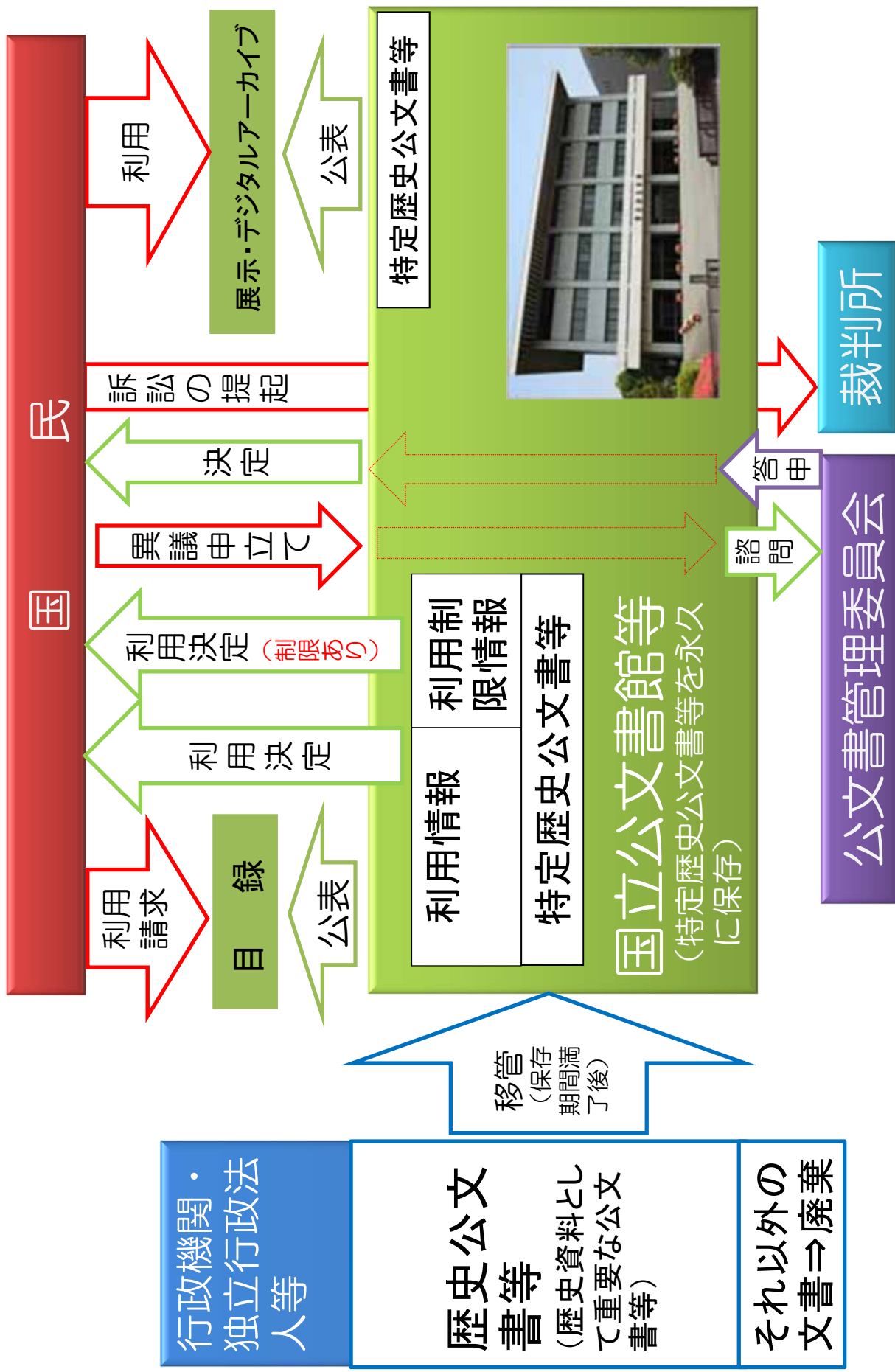
○不服申立て

開示決定等について不服申立てがあったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問

○情報提供施策の充実

政府は、広く情報公開の総合的な推進を図る観点から、情報提供施策の充実に努める。

特定歴史公文書等の利用制度の概要



特定歴史公文書等の利用制度について

制度の目的（公文書管理法）

歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること

制度のポイント

○利用請求

何人も目録の記載に従い請求をすることができる。

○請求先

国立公文書館等（独立行政法人国立公文書館等）

○利用義務

国立公文書館等の長は、利用制限事由を除き、利用させなければならない。
また、利用制限の判断に当たっては時の経過、行政機関の長の意見等を参酌しなければならない。
(利用制限事由)

情報公開法5条1号（個人に関する情報）、2号（法人等に関する情報）、3号（国の安全等に関する情報）4号（公共安全等に関する情報）、6号イ（監査・検査等の事務を困難にするおそれがある情報）、6号ホ（国営企業等の経営上の正当な利益を害するおそれがある情報）

○手数料

写しの交付の手数料は、実費の範囲内で国立公文書館等の利用等規則で定める額（用紙1枚につき40円）

○利用決定の期限

利用等規則で定める期間（原則として利用請求があった日から30日以内）

○異議申立て

利用決定の内容について異議申立てがあったときは、公文書管理委員会に諮問

○利用の促進

デジタルアーカイブ化してのウェブ上での公開、展示会の開催等